

江戸川区立鹿骨中学校PTA会則

第1章 名称

第1条 本会は、江戸川区立鹿骨中学校PTAと称し、事務局を江戸川区立鹿骨中学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、江戸川区立鹿骨中学校の教育方針に基づき、本校在生徒の保護者及び教職員が一体となって地域社会と協力し、生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連携を図り、生徒の校外生活指導と教育環境の向上に務める。
- 2 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- 3 その他、本会の目的に必要な事業。

第4条 本会はあくまで自主独立のものであって、政治的・宗教的に中立でなければならない。

第3章 会員及び会計

第5条 本会の会員は、本校生徒の保護者と教職員をもって組織する。

- 1 本会への参加は同意書の提出をもって入学・転入時に確認する。
- 2 同意書は生徒一人につき1枚を提出し、期間は卒業又は転出までとする。
- 3 本会への参加に同意されない保護者の方は、その旨を学校を通してPTA役員へ申し出る。
- 4 在学途中の退会については、その旨を学校を通してPTA役員へ申し出る。

第6条 会員は、総会において定められた活動費を納める。本会の経費は、会員の活動費・その他の収入を以て充てる。活動費は一世帯あたり年額4,200円(月350円×12か月)を6月に徴収する。(会費は原則、返却はしないものとする。また、集金日以降の途中転入の場合は徴収しないものとする)

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第4章 役員及び運営

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名(内1名は教職員とする)
- 3 会計 1名以上
- 4 書記 必要とする年度だけ設ける
- 5 監査 1名以上
- 6 庶務 必要とする年度だけ設ける

第9条 役員の任期は原則として2年とする。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。また、再任は妨げない。

第10条 役員と運営委員は、互いに兼任してはならない。

第11条 役員は総会で承認を受けて決定する。

第12条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、総会・役員会・運営委員会を招集し、その会議をつかさどる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は、その代理をする。
- 3 会計は、会計事務を処理し、決算報告をする。
- 4 書記は、役員会・運営委員会の議事を記録し必要に応じ一般会員に連絡する。
- 5 監査は、本会の会計を監査し総会において報告する。
- 6 庶務は、庶務及び特命事項(バザー・周年行事)を担当する。

第13条 定期総会は、年1回とし、必要があれば臨時総会を開く事ができる。

定期総会は次の事を審議する。

- 1 前年度事業報告ならびに決算の承認
- 2 新役員及び運営委員の承認
- 3 本年度事業計画及び予算案の承認
- 4 その他必要事項

第14条 総会は、委任状の数と出席者の合計数が、全会員の2分の1以上で成立する。

総会の決議は、委任状を含めた出席者の2分の1以上の同意を必要とする。

第15条 役員会は、役員をもって構成され、本会の運営に必要な細則・提案・事項の決定及び立案された事業計画を検討・審議・決定する。

第16条 運営委員会は、役員並びに運営委員をもって構成され、運営委員行事の計画と実施をする。

第17条 運営委員の選出を次の通りとする。

会員の中から若干名を選出し、必要に応じて委員長、副委員長を互選する。

第18条 役員を2年以上経験したものは希望者をのぞき、本校在学及び、兄弟入学時は運営委員の選考対象より除外する。

なお特別な事情がある時は、2年に満たなくても免除することがある。

第19条 運営委員は、学校行事への協力など運営委員会で決定された事項を行う。

第5章 顧問

第20条 本会は顧問を置くことができる。

顧問には前会長、相談役には役員経験者が就任する事ができる。

第6章 会則の改定

第21条 本会則の改正は総会において、委任状を含めた出席者の2分の1以上の同意がなければこれを改定することはできない。

第7章 役員を選考規定

第22条 次年度に必要な数の役員を選考を行う。

第23条 役員、運営委員、教職員で選考を行う。

第8章 慶弔規定

第24条 慶弔規定の対象は第25条とする。

第25条 香華料を次のようにする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・保護者（父母またはこれに準ずるもの） | 5,000円と生花（料） |
| ・生徒 | 5,000円と生花（料） |
| ・教職員本人 | 5,000円と生花（料） |
| ・歴代PTA会長 | 5,000円 |
| ・現町会長 | 5,000円 |

第26条 見舞金を次のようにする。

- | | |
|--------------------------|--------|
| ・学校における負傷のため一週間以上入院したとき。 | 5,000円 |
| ・病気・負傷のため3週間以上学校を休んだとき。 | 5,000円 |

（但し、1回かぎりとする。）

第27条 祝金を次のようにする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・町会行事 | 状況に応じ相応額とする。 |
| ・学区小学校（運動会・卒業式など）。 | 状況に応じ相応額とする。 |

- 第28条 教職員転任記念品代は次のようにする。
一年間の在職あたり、1,000円で10年を限度とする。但し、年数計算で1年に満たない場合は、月数を五捨六入とする。また、記念品代が2,000円に満たない場合は、2,000円とする。
- 第29条 教職員定年退職記念品代は、次のようにする。
転任の場合の5割増とし、1,000円未満は切り上げる。
- 第30条 特別な事情がある場合は、役員会の了解を得て実施し、後で運営委員会にて報告する。

平成21年3月	2日	PTA総会において一部改定
平成22年3月	2日	PTA総会において一部改定
平成23年3月	2日	PTA総会において一部改定
平成24年3月	2日	PTA総会において一部改定
平成25年3月	8日	PTA総会において一部改定
平成26年3月	5日	PTA総会において一部改定
平成30年3月	7日	PTA総会において一部改定
平成31年3月	8日	PTA総会において一部改定
令和4年	5月27日	PTA総会において一部改定
令和6年	3月4日	PTA総会において一部改定